

公益社団法人松戸市シルバー人材センター就業マニュアル

(趣旨)

第 1 条 公益社団法人松戸市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の正会員(以下「会員」という。)が、公共施設関係業務及び民間関係業務に係わる業務に就業するにあたり「共働, 共助」のセンター基本理念に基づき、就業の適正・公平化を図り、限られた就業機会をより多くの会員と分かち合うための必要事項について定める。

(目的)

第 2 条 会員に能力と希望に応じて、雇用関係を有しない補助的、短期的な就業又は軽易な就業であり、同一会員が同一業務に長期的、継続的に就業することないように適正・公平に提供することを目的とする。

2 継続業務のワークシェアリング、ローテーション就業を推進し、就業機会の拡大と多様化、会員の安全・適正就業の更なる推進、提供するサービスの質の向上を図るためにこのマニュアルを定める。

(仕事の分かち合い)

第 3 条 前条に基づき公共施設関係業務と民間関係業務について以下の様な取り扱いをする。

1 公共施設関係業務

(1) 継続業務のワークシェアリングの推進

- ① 1 年間を通じて月間の一人あたりの就業時間が恒常的に多い業務については就業会員を増やし就業時間、日数の適正・公平化を図る。
- ② ワークシェアリングを推進する業務について、当面の間、就業人数なども加味し自転車駐車場管理代行業務、放置自転車防止指導業務とする。
- ③ 就業会員の増加は当該業務を希望する未就業待機会員、新入会員、就業期間満了後の待機会員の順で選択する。

(2) 継続業務のローテーション就業の促進

- ① 1 年間を通じて月間の一人あたりの就業時間が恒常的に多い業務については就業会員を増やし就業時間、日数の適正・公平化を図る。
- ② ローテーション就業の促進する業務について、当面の間、就業人数なども加味し自転車駐車場管理代行業務、放置自転車防止指導業務とする。
- ③ 同一施設、同一業務における同一会員の就業期間は、5 年を限度として交代の対象とし、その会員は待機とする。
- ④ 限度とする就業期間は、その期間を就業保障するものではない。
- ⑤ 就業期間は、就業開始年月から起算する。

- ⑥ 就業期間が満了する会員が多い場合、すぐに交代の会員の補充が出来ない場合については、1年を目途に就業期間を延長することが出来る。
- ⑦ 同一地域、同一業務には、就業期間を満了し最低3ヶ月以上経過後再就業を認めるものとする。但し、自転車駐車場業務については同一駐輪場の再就業は認めず、他の地域の駐輪場への再就業を基本に再就業を認める。他の公共施設関係業務への就業についても同様とする。但し、民間関係業務の就業には適用をしない。
- ⑧ 自己都合により就業を途中で打ち切り待機会員となった場合は就業打ち切り後1カ年を経過しないと公共施設関係業務への再就業は出来ないことを原則とする。但し民間関係業務への再就業についてはこの就業基準は適用しない。
- ⑨ 体調不良により40日以上以上の休業が必要な場合は、就業を他の会員と交替し、その会員は待機とする。その後の再就業については⑦を適用する。

2 民間関係業務

- ① 民間関係業務については業務の発注者の意向、業務の専門性、業務の地域性等を考慮すると公共施設関係業務と同一には出来ないものがあり、継続業務のワークシェアリング推進、継続業務のローテーション促進については現状を詳細に判断して可能な項目から取り組んでいくこととする。
 - ② 今後の取り扱いは、現況を判断するために民間業務に就業している会員等の参考人を加えて事業部会で審議して決定をする。
(公共施設関係業務の就業者を対象とする就業の開始・継続・終了の通知)
- 第4条 就業期間を明確にするため、センター事務局から就業開始時に「就業開始確認書」(第1号様式)を交付する。
- ① 就業期間が満了しても交代会員の補充が見つからない場合は1年を限度として就業を延長することが出来るものとする。この場合には「就業延長依頼書」(第2号様式)をセンター事務局より交付する。
 - ② 就業期間満了した会員には「就業期間満了通知書」(第3号様式)を満了3ヶ月前にセンター事務局より交付する。
 - ③ 「就業開始確認書」、「就業延長依頼書」、「就業期間満了通知書」の交付は、公共施設関係業務の就業者を対象とする。

(就業状況の確認)

第5条 就業会員が一定の年齢に達したとき業務の遂行に支障がないか、又、健康状態等を面談等により確認を行うものとする。一定の年齢と業務とは

自動車運転業務 75歳

自転車駐車場管理、放置自転車誘導、植木の剪定、除草等80歳

② シルバー人材センターには定年制はないが会員の安全性を考慮し、会員個人の就業状況の確認を実施し必要に応じて事業部会で審議する。就業状況の確認については、

1 自己診断書、健康チェックシート(事務局にて保管する)

2 運転免許証の確認

等による。

(責任感の醸成)

第6条 会員が引き起こした事故、苦情紛争等にて発注者、センター事務所、市民を含めた第3者に迷惑や損害を与えた時には、その回数、実情、責任の有無に応じて次のような措置を講じる。

- a 口頭による嚴重注意
- b 始末書の提出
- c 物品費用等の一部負担
- d 就業制限
- e 就業先変更
- f 就業停止、中止
- g 退会勧告

尚、例として始末書の提出が2回程度でe, f, gの措置をとる。

2 また、就業中に客間的にみてその契約業務から逸脱していると判断されるものについても同様である。契約業務から逸脱している行為とは

- a 就業中の喫煙
- b 休憩時間が長い
- c 就業時間内での就業先からの離脱
- d 無断休業
- e 就業先での会員同士のトラブル
- f 就業先での発注者と会員間のトラブル
- g 就業先での市民とのトラブル
- h センター職員の指導に従わないとき
- i 自転車、バイクを利用したの出勤、退勤時の無謀走行による事故等

以上の様な行為が発生した時は事業部会にて審議し、理事会に報告し承認を得る。

3 新しく就業を開始する会員は、就業仕様書の内容を正確に実行するために必要な技能、知識について研修を受けることを原則とする。

(補則)

第7条 この就業マニュアルに定めるものの他に、この就業マニュアルに該

当しない項目、運用上に疑義が生じた事項については、事業部会で審議し理事会の承認を得て定めることが出来る。

附則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和5年11月1日から施行する。

第 1 号様式

年 月 日

就業開始確認書

公益社団法人松戸市シルバー人材センター

公益社団法人松戸市シルバー人材センター「就業マニュアル」の第 4 条に基づき就業開始確認書を発行し、通知致します。

会員番号		氏名	
契約内容	就業件名		
	就業場所		
就業期間	就業開始月	年	月から
	就業予定満了月	年	月まで

※就業期間は、発注者との契約に基づき 1 年となり、更新は 5 年を限度とします。
また、就業内容等により更新できない場合、期間内において交替や就業を中止する
場合もあり、就業期間を保証するものではありません。

第2号様式

年 月 日

就業延長依頼書

公益社団法人松戸市シルバー人材センター

公益社団法人松戸市シルバー人材センター「就業マニュアル」の第4条に基づき就業開始確認書を発行し、通知致します。

会員番号		氏名	
契約内容	就業件名		
	就業場所		
就業期間	就業延長開始月	年	月から
	就業延長 予定満了月	年	月まで

※就業延長期間は、1年を限度とします。

また、期間内において交替や就業を中止する場合もあり、就業期間を保証するものではありません。

第3号様式

年 月 日

就業期間満了通知書

公益社団法人松戸市シルバー人材センター

公益社団法人松戸市シルバー人材センター「就業マニュアル」の第4条に基づき就業期間満了通知を発行致します。

会員番号		氏名	
契約内容	就業件名		
	就業場所		
	就業期間満了月	年	月まで

年 月 日

健康チェックシート（自己診断）

会員番号 _____

- * 現在、就業はしていますか
植木 除草 駐輪場管理 自転車駐車場誘導員
その他民間業務 その他公共業務 他
現在待機中
- * 就業中の方
就業は何時からですか _____ 年 _____ 月から
- * 現在、就業先へは
徒歩 自転車 バイク マイカー
- * 現在の業務は体力的、精神的につらいと感じますか
感じない
感じる
特につらいと感じる
- * 最近、就業先に遅刻したことがありますか
無い
有る 原因は _____
- * 現在の体調はどうですか
良好 不調 治療中
- * 千葉県後期高齢者医療保険での健康診査を受けていますか
受信している
受信していない
- * 健康診査で指摘された内容がありますか
無い
ある 血圧 コレステロール 糖尿 尿酸値
他
- * 通院、治療中の内容は
薬のみ 定期健診（1ヶ月、半年、1年ごと） 他
治療中の病名は
高血圧 腰痛 膝通 高コレステロール
糖尿 痛風 他

- * 会員、同僚との挨拶はしていますか
している あまりしていない
 - * 市民、利用者、業務発注者との挨拶はしていますか
している あまりしていない
 - * 見廻り、巡回等で疲れを感じるがありますか
無い 有る
 - * 高所、脚立上での作業はどうですか
まだ大丈夫である そろそろ限界かと思うことがある
 - * 発注者との間でトラブル等発生したことがありますか
無い
有る 内容は _____

 - * 駐輪場での当番業務（利用券、回数券、売上金集計報告等）は大変ですか
特に重荷には感じない
苦勞している
内容は _____
 - * 業務でミス等の指摘を受けたことがある
無い 有る 内容は _____
 - * 最近、市民、利用者との間でトラブルが発生したことがありますか
無い
有る 内容は _____
 - * まだ体力的にも精神的にも自信があり
 現行の業務を続けたい
 もう少ししたら引退を考えている
 もう体力的にはきついので近々引退を？
 - * 何か意見がありましたらご記入下さい
-
-
-

ありがとうございました

資料1

「運転時認知障害早期発見チェックリスト30」

特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会

【監修】浦上克哉

日本認知症予防学会理事長

特定非営利活動法人高齢者安全運転支援研究会理事

鳥取大学医学部教授

- 車のキーや免許証などを探し回ることがある。
- 今までできていたカーステレオやカーナビの操作ができなくなった。
- トリップメーターの戻し方や時計の合わせ方がわからなくなった。
- 機器や装置(アクセル、ブレーキ、ウインカーなど)の名前を思い出せないことがある。
- 道路標識の意味が思い出せないことがある。
- スーパーなどの駐車場で自分の車を停めた位置が分からなくなることがある。
- 何度も行っている場所への道順がすぐに思い出せないことがある。
- 運転している途中で行き先を忘れてしまったことがある。
- 良く通る道なのに曲がる場所を間違えることがある。
- 車で出かけたのに他の交通手段で帰ってきたことがある。
- 運転中にバックミラー(ルーム、サイド)をあまり見なくなった。
- アクセルとブレーキを間違えることがある。
- 曲がる際にウインカーを出し忘れることがある。
- 反対車線を走ってしまった(走りそうになった)。
- 右折時に対向車の速度と距離の感覚がつかみにくくなった。
- 気がつくと自分が先頭を走っていて、後ろに車列が連なっていることがよくある。
- 車間距離を一定に保つことが苦手になった。
- 高速道路を利用することが怖く(苦手)になった。
- 合流が怖く(苦手に)なった。
- 車庫入れで壁やフェンスに車体をこすることが増えた。
- 駐車場所のラインや、枠内に合わせて車を停めることが難しくなった。
- 日時を間違えて目的地に行くことが多くなった。
- 急発進や急ブレーキ、急ハンドルなど、運転が荒くなった(と言われるようになった)。
- 交差点での右左折時に歩行者や自転車が急に現れて驚くことが多くなった。
- 運転している時にミスをしたり危険な目にあったりすると頭の中が真っ白になる。
- 好きだったドライブに行く回数が減った。
- 同乗者と会話しながらの運転がしづらくなった。
- 以前ほど車の汚れが気にならず、あまり洗車をしなくなった。
- 運転自体に興味がなくなった。
- 運転すると妙に疲れるようになった。

30問のうち 5問以上にチェックが入った方は要注意です。

認知症予防を心がけていただくとともに、毎年1度はご自身でチェックを行い、項目が増えるようなことがあれば専門医や専門機関の受診を検討しましょう。

資料2

運転前健康チェックシート

〈乗務前点呼において運転者の健康状態について確認すべき事項〉

(一般事項)

【点呼者による運転者の健康状態の確認の手順】 ・運転者を指定した至近距離(立ち位置を明示)において、以下の確認事項を確認 ・上記確認の際に、運転者の顔色、声色等運転者自身の雰囲気併せて確認すること により運転者の健康状態を確認	
脳・心臓疾患に係る前兆や自覚症状のうち特に対応の急を要するもの	チェック欄
(1) 前胸部からのど、顎、左肩から背中にかけて、痛みや圧迫感、締め付けられる感じがある	
(2) 息切れ、呼吸がしにくい	
(3) 脈が飛ぶ、胸部の不快感、動悸、めまいなどがある	
(4) 片方の手足、顔半分の麻痺、しびれを感じる	
(5) 言語の障害が生じている、ろれつが回りにくい	
(6) 片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠けるなどの知覚の障害が生じている	
(7) 突然の強い頭痛がする	
平時での状態との比較など総合的に乗務可否を判断するもの	チェック欄
(8) 熱はないか	
(9) 疲れを感じないか	
(10) 気分が悪くないか	
(11) 腹痛、吐き気、下痢などないか	
(12) 眠気を感じないか	
(13) 怪我などで痛みを我慢していないか	
(14) 運転に悪影響を及ぼす薬を服用していないか	
(15) その他健康状態に関して何か気になることはないか	

※乗務前点呼にかかわらず、運転者自身が常に確認しておくことが望ましい。

参照：国土交通省自動車局「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」平成26年4月18日（改訂）

乗務前点呼において、運転者が安全な運転をすることが出来ないおそれが無いことを確認した。

年 月 日

点呼者：

運転者：